

発議案第7号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和3年9月28日提出

提出者 北上市議会総務常任委員会
委員長 菊池 勝

提案理由

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものである。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書

先の沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われました。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、岩手県出身者685名を含めて、沖縄線などで亡くなられた24万1,632名の氏名が刻銘されています。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法にもとづき、戦跡としては、わが国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されています。同地域では、沖縄戦で犠牲になった人々と兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われています。

いま、こうした状況のなか、戦争で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を、沖縄防衛局は、「辺野古新基地建設の海域埋立て計画」によって採取し、埋め立てに使用しようとしています。これは、国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋め立てるものであり、人道上許されないことです。

沖縄戦で亡くなった77,458名の日本兵は、岩手も含めて、全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは沖縄だけの問題ではないと考えます。

よって、人道的・倫理的観点から、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記

- 1 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないこと。

令和3年9月28日

岩手県北上市議会

(提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
厚生労働大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣